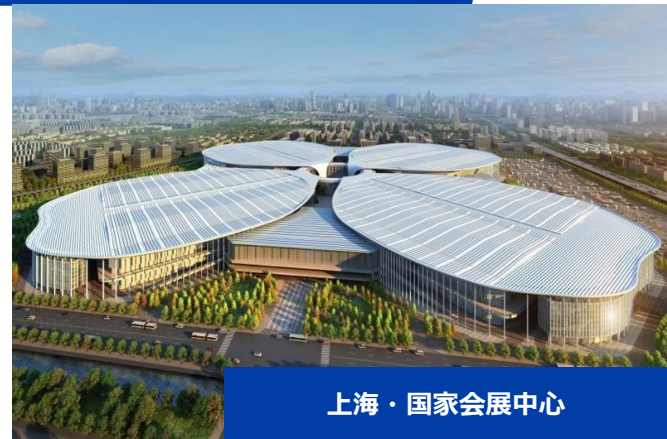


第8回中国国際輸入博覧会（CIIE） JAPAN MALLブース出品に係る 日本企業募集要項

会場：国家会展中心（上海）

会期：2025年11月5日（水）～11月10日（月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）



上海・国家会展中心

事業概要

ジェトロでは、中国国際輸入博覧会（CIIE）に「JAPAN MALL」ブースを設置し、ECを活用して海外向けに販路拡大を希望する日本企業を募集します。

- ・ 日 程：2025年11月5日（水）～11月10日（月）
- ・ 会 場：中国・上海市・国家会展中心
- ・ 内 容：中国国際輸入博覧会への日本商品（EC商品）の出品・PR
- ・ 主 催：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- ・ テーマ：酒から始まる新たな世界の発見（EC販売、インバウンド、日中文化交流の促進）
- ・ 参加費：無料（展示品に係る輸送費用、現地参加に係る交通費・宿泊費などは自己負担）
- ・ 定 員：100社程度（ジェトロ審査あり）
- ・ 出展形式：オープンスペース形式の広報展示
- ・ 申込期限：2025年7月25日（金）

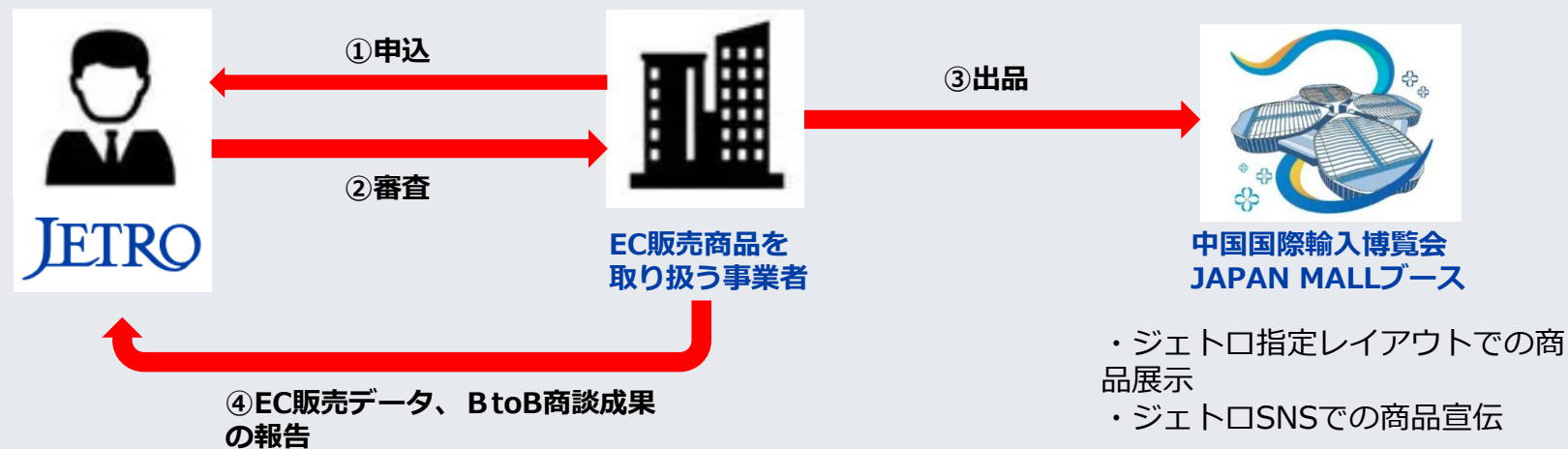
出品対象

- 下記の条件を満たす事業者（出品商品のサプライヤーは後述の「中堅・中小企業」を優先）
 - ①中国向けEC販売中の商品を有していること（自社ECブランド旗艦店、又はパートナーが有するEC店舗）
- ②対象分野は、酒類・食品等に該当すること。

※スペースが限られているため、出品者の入場・ブースアテンドについて、ジェトロが選定した出品者を除き、原則不可とし、ジェトロ指定のブースレイアウトでEC販売商品の展示のみとします。

※原則1社あたりの展示商品は2SKUまでとし、申し込み多数の場合は1SKUに限定させていただきます。

中国国際輸入博覧会 出品概要



① 申込

- オンラインでの申し込み、指定フォームにて企業情報・商品情報を提出。
- 法人番号の検索結果をPDFを提出。

② 審査

- ジェトロにて審査、採択された出品者は、商品情報をJapan StreetとCJS（中国版Japan Street）の双方に登録。
- 中堅・中小企業の商品を優先。出品商品の最終判断はジェトロが行う。

③ 出品

- 指定日までに、中国国内のジェトロ指定倉庫に輸送。輸送費は自己負担。
- 出品者のブースアテンドについて、ジェトロが選定した出品者を除き、原則不可。試飲・試食はジェトロスタッフが代行。
- WeChatグループチャットを用いて、来場者とBtoBオンラインマッチング。

④ 成果報告

- EC販売データやBtoB商談成果をジェトロに報告。
- 輸入傳來場者のEC流入を確認できるよう、原則として、商品ページのQRコードにパラメータを付けること。

応募条件

1. 応募者は日本法人であること。
2. 採択決定後、出品商品情報をJapan StreetおよびCJS（中国版Japan Street）の双方に登録できること。
3. 出品商品がp.2記載の【出品対象】に合致すること。また、食品については、出品商品の生産地を商品情報提出時に、指定フォーム上で明示すること。
4. メーカー（ブランドホルダー）による直接参加ではない場合、メーカーから出品に係る書面での委任を受けた商品のみが出品対象となる。
5. 中堅・中小企業（p.5参照）の出品を優先し、出品物の最終判断はジェトロが行うことに同意すること。
6. 試飲・試食用に、ジェトロが求める量のサンプルを無償提供できること。
7. 指定日までに、中国国内にあるジェトロ指定倉庫まで輸送できること。原則、出品物は会期後に廃棄する。
8. 出品商品について、期日までに、会期の直前・会期中・直後のEC販売データ（ページビュー数、訪問者数、購入者数、販売個数、販売金額）を報告・提出できること。
9. 出品商品について、期日までに、BtoB商談（EC商談・リアル商談・CJSでのオンライン商談）の成果（商談件数、商談バイヤー名、成約見込商品・カテゴリー、成約見込件数、成約見込金額）を報告・提出できること。
10. 中国の知的財産関連法規を侵害していない商品であること。
11. 「[輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項](#)」に同意いただけること。
12. ジェトロが成果把握のために実施するデイリーアンケート・総合アンケートやヒアリングに協力いただけること。
13. 本プロジェクトの概要、進捗および成果の対外公表に同意いただけること。

中堅・中小企業の定義

商品のサプライヤー企業につき、以下のいずれかの定義を満たす
中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行う。中堅・中小企業
は下記の定義を満たす企業を指す。

中小企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

ただし、次に該当する者は大企業扱いとなります。

常時使用する従業員数が2,000人を超える法人（中小企業者を除く。）に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者

お申込の流れ

STEP1：出品候補企業・商品リスト（Excel）・法人番号の検索結果を提出

ジェトロ・ウェブサイト公募ページ下部より「第8回中国国際輸入博覧会（CIIE）JAPAN MALLブース出品に係る参加お申込み兼お客様情報ご登録フォーム」（Excel）をダウンロードのうえ、法人番号の検索結果と併せて、以下の宛先にメールで提出

提出先：ジェトロ・上海事務所 農林水産・食品部（担当：王志燕、本宮）※日本語対応可

E-mail：PCS-Food@jetro.go.jp

対応期限：2025年7月25日（金）※上記STEP1を完了すること

STEP2：ジェトロによる審査、審査結果通知（8月中旬（予定））

STEP3：ジェトロが指定した出品商品につき、Japan StreetおよびCJS（中国版Japan Street）に登録（未登録の場合）

※期日および登録用URLは採択された事業者宛にご連絡します。

「Japan Street」はジェトロが招待した海外のバイヤー専用のオンラインカタログサイトです。

日本のサプライヤー企業の皆さまは、企業・商品情報と商品画像等を登録するだけで、世界中のバイヤーに商品を紹介することができます。

JS(Japan Street)： https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

CJS(China Japan Street)： https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/china_japan_street.html

スケジュール（予定）

期日	事項
～7月25日	出品者募集 ※申込締切日は7月25日（金）
8月中旬頃	採択結果を出品者に通知（選考の詳細は回答致しかねます）
8月中旬～8月下旬	出品物情報収集
別途期限を設定	出品物情報のJapan Street及びCJS（中国版Japan Street）の登録確認、パラメータ付きの商品QRを合わせて提出
9月中旬	出品者向け説明会
9月30日	海外発送展示品申請締切日（注）
10月15日	出展企業入場バッジ申請締切日（注）
10月18日	国内展示品をオフィシャルフォワードに輸送申請締切（注）
11月5日～11月10日	中国国際輸入博覧会の開催
11月18日～11月22日	EC販売データ等と商談成果をジェットロに提出

注：目安の日程であり、前後する可能性があります。予めご了承ください。

※出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェットロまでお知らせください。

(参考) 中国国際輸入博覧会について

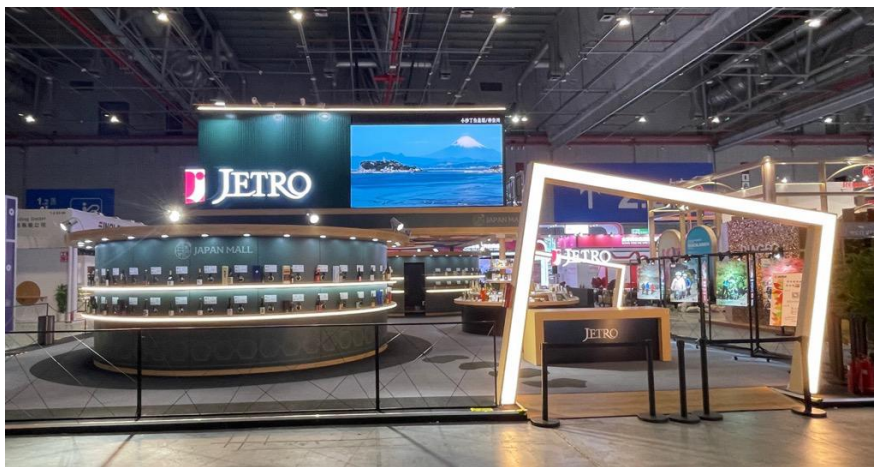
中国国際輸入博覧会は中国商務部および上海市人民政府が主催の中国で最大規模の展示会。
ジェトロは2018年の第1回から出展しており、2025年も出展。

(参考) 【「2023年中国国際輸入博覧会」 JAPAN MALL食品ブース概要】

- ・日時：2023年11月5日～10日
- ・場所：上海市・国家会展中心
- ・面積：食品350㎡
- ・展示商品数：137社・268品目の商品
- ・商品カテゴリー：酒類、加工食品等

食品ブース外観

- 2023年食品ブースイメージビデオ
- <https://v.douyin.com/IId4IdYPBuY/>



(参考) ジェトロのSNS施策について



【メディア報道】



【出展商品記事紹介】



【指定 # タグで発信により情報拡散】



- ジェトロ、主流メディア、SNSなどを活用して、イベント、出品商品の情報発信を行う。

留意事項（１）

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェトロの判断により中止や延期となる場合がある。
- 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定する。政府の方針等により内容が変更される可能性がある。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロからの連絡のために利用する。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がある。
- 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）を参照ください。また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを申込の条件とする。（https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html）
- 出品物のブランド名（商品名）は、中国商標登録済（または商標登録申請中）であることが望ましい。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがある。
- イベント会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定する。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできない。
- 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送すること。
- 現地への出品物の輸送、イベント会場内への搬出入は全て出品者の責任において実施すること。

留意事項（２）

- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」と言う）の全部または一部に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者に（以下、「著作権者」と言う）帰属することに同意すること。
- 著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限らない）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはならない。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止する。
- ジェトロは本事業の成果または本コンテンツの全部もしくは一部を公開する場合がある。出品者はこれを承諾し、これに関し何らの人格権も行使しないものとする。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェトロがその対応を決定する。出品者は、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第２条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約すること。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者の本見本市への出品を取り消し。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf

免責条項

1. 商談相手またはジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業にて万一、参加者（EC 事業者等）や購入者（最終消費者）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
3. ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、出品確定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェトロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。

これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - ③ 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき
 - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択EC事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。

お問い合わせ先

日本

日本貿易振興機構（ジェトロ）
デジタルマーケティング部プラットフォームビジネス課

担当者：陳曉毅、石田

TEL：81-3-3582-4686

E-mail：JAPANMALL@jetro.go.jp

中国

日本貿易振興機構上海事務所（ジェトロ上海）
農林水産・食品部

担当者：王志燕、本宮

TEL：86-21-6270-0489

内線:1702（王）、1701（本宮）

E-mail：PCS-Food@jetro.go.jp